1 障害者手帳

障害者手帳には、身体に障害がある方の「**身体障害者手帳**」、知的な障害がある方の「**療育手帳**」、精神に障害がある方の「**精神障害者保健福祉手帳**」の3種類があります。各障害者手帳には障害の程度が記載され、障害者手帳を所持していることで、程度に応じて様々な福祉サービスを受けることができます。

身体障害者手帳

制度	病気やケガなどにより身体に永続的な障害がある方に、身体障害者であることの 証票として交付し、障害等級に応じた各種福祉サービスを利用できます。				
対象者	身体に障害がある方				
申請書類	・身体障害者手帳交付申請書 ・指定医師の診断書(障害部位によって様式が異なります。) ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm・上半身正面・脱帽・1年以内撮影) ・個人番号の分かるもの(マイナンバーカード等)				
等級	医師の診断を基に県で 1級 2級 3% 重度		5級 6級	7級手帳対象外	
障害種別	障害部位によって診断書様式が異 視覚障害 音声・言語・そしゃく機能障害 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・ 脳原性運動機能障害) 肝臓機能障害		をかます。 聴覚障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害		平衡機能障害 心臓機能障害 腎臓機能障害 免疫機能障害
	次のような場合、届出が必要です。 各種届出 必要書類				
各種届出	再認定 障害程度の変更 障害の追加 紛失・損傷	 ・身体障害者手帳再交付申請書 ・指定医師の診断書(紛失、損傷の場合は不要) ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ・現在お持ちの身体障害者手帳(紛失の場合は不要) ・個人番号の分かるもの(マイナンバーカード等) 			
	住所・氏名の変更	・身体障害者手帳氏名(居住地)変更届 ・現在お持ちの身体障害者手帳		出書	
	亡くなられた場合	・身体障害者手帳返還届出書・身体障害者手帳(紛失の場合は不要)			
	※ 再認定:手帳交付後、障害の程度が変化する可能性がある方に対し、有効期限が設けられています。(再認定がない方は、有効期限はありません。)				
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係 0994-32-1111 (内線 127)				

1 障害者手帳

療育手帳

制度	知的発達の遅れにより日常生活に支障がある方が、児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害を有すると判定された場合、その証票として交付され、障害等級に応じた各種福祉サービスを利用できます。				
対象者	知的な障害がある方				
申請書類	・療育手帳交付申請書 ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm・上半身正面)				
等級	大隅児童相談所又は鹿児島知的障害者更生相談所へ事前に予約し、判定を受ける必要があります。				
	次のような場合、届出が必要です。				
	各種届出	必要書類			
各種届出	各種届出	必要書類 ・療育手帳再交付申請書 ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm)			
各種届出	各種届出 紛失・損傷	必要書類 ・療育手帳再交付申請書 ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ・現在お持ちの療育手帳(紛失の場合は不要) ・療育手帳記載事項変更届			
各種届出	各種届出 紛失・損傷 住所・氏名の変更 亡くなられた場合 ※ 再判定: 大隅児重	必要書類 ・療育手帳再交付申請書 ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ・現在お持ちの療育手帳(紛失の場合は不要) ・療育手帳記載事項変更届 ・現在お持ちの療育手帳 ・療育手帳返還届			
各種届出	各種届出紛失・損傷住所・氏名の変更亡くなられた場合※ 再判定: 大隅児重し、判定を受ける必	 必要書類 ・療育手帳再交付申請書 ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ・現在お持ちの療育手帳(紛失の場合は不要) ・療育手帳記載事項変更届 ・現在お持ちの療育手帳 ・療育手帳返還届 ・療育手帳(紛失の場合は不要) 首相談所又は鹿児島知的障害者更生相談所へ事前に予約 			
各種届出 受付・問い合わせ先	各種届出紛失・損傷住所・氏名の変更亡くなられた場合※ 再判定: 大隅児重し、判定を受ける必	必要書類 ・療育手帳再交付申請書 ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ・現在お持ちの療育手帳(紛失の場合は不要) ・療育手帳記載事項変更届 ・現在お持ちの療育手帳 ・療育手帳返還届 ・療育手帳(紛失の場合は不要) 首相談所又は鹿児島知的障害者更生相談所へ事前に予約要があります。(市役所での手続きはありません。) 番祉係 0994-32-1111 (内線 127)			



障害者手帳のカバーは、3種 類ともこのように統一されて います。

1 障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳

制度	精神障害により日常生活に支障がある方に、精神障害者であることの証票として 交付し、障害等級に応じた各種福祉サービスを利用できます。			
対象者	精神に障害がある方			
申請書類	 ・障害者手帳申請書 ・同意書 ・医師の診断書(精神手帳用)または障害年金の年金証書等の写し ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm・上半身正面・脱帽・1年以内撮影) ・印鑑(認め可) ・個人番号の分かるもの(マイナンバーカード等) 			
等級	医師の診断を基に県で判定を行います。 1級 2級 3級 重度~軽度 3			
	次のような場合、届出が必要です。			
各種届出	各種届出	必要書類		
	再認定障害程度の変更	・障害者手帳申請書 ・同意書 ・医師の診断書または障害年金の年金証書等の写し ・顔写真1枚(手帳有効期限欄が埋まった場合または障害程度変更申請の場合のみ) ・印鑑(認め可) ・現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳 ・個人番号の分かるもの(マイナンバーカード等)		
	紛失・損傷 住所・氏名の変更	 ・障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書 ・顔写真1枚(紛失・損傷の場合のみ) ・印鑑(認め可) ・現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳(紛失の場合は不要) ・個人番号の分かるもの(マイナンバーカード等) 		
		 ・死亡届または辞退届 ・印鑑(認め可) ・現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳(紛失の場合は不要) 書者保健福祉手帳の有効期限は2年間となります。 市福祉課で申請できます。 		
	垂水市福祉課障害福祉係 0994-32-1111 (内線 127)			
受付・問い合わせ先				